

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3の2第4項の規定において準用する同法第25条の3第2項の規定により、大阪広域水道企業団太子水道事業指定給水装置工事事業者の指定を次のとおり更新した。

令和3年9月1日

大阪広域水道企業団企業長 永藤 英機

指定番号	氏名又は名称及び代表者の氏名	住所	指定年月日	有効期間の満了の日
太子 第54号	株式会社不動設備 竹村 晃	富田林市彼方472-1	令和3年9月1日	令和8年9月29日
太子 第50号	元建設工業株式会社 松永 照男	太子町大字山田694番地の5	令和3年9月1日	令和8年9月29日
太子 第51号	仲谷設備株式会社 仲谷 憲一	富田林市大字佐備447番地の2	令和3年9月1日	令和8年9月29日
太子 第58号	株式会社相互技研 中谷 裕文	羽曳野市野557-1	令和3年9月1日	令和8年9月29日
太子 第42号	株式会社仲林建設 仲林佳則	河南町寺田116番地の3	令和3年9月1日	令和8年9月29日